

はじめに

本稿は、蔵人所の成立と変容のありようをあらためて検討し、そこから律令体制を標榜した日本の古代国家が、9世紀以降にどのように変容し、どのような国家体制に変わっていったのかという点について新しい見通しを得ようとするものである。

I 蔵人所の成立

1 保管機関としての蔵人所

蔵人は、「クラヒト」という名称からみて、本来なんらかの物品の保管を担う職から始まったのではないかという理解が古くより行われてきた。ただその史料的根拠をあげにくく、これまで推測に留まっていたいたみを残す。

だが、これに対し、9世紀の実態を示す『延喜式』の条文によって、蔵人所が確かにさまざまな物品を保管管理していたことを示すことができる。すなわち延喜内記式16位記料物条などによれば、種々の高級物品を必要とする官司・諸所は、内侍を通じてその旨を奏聞し、その後、蔵人所より該当物品の出給を受けることになっていた。こうした出給手続きは、内匠寮や内蔵寮から出給する際と同一である。また蔵人所に天皇御用の物品を収納する際も同様で、たとえば同内蔵式45月料御靴条によれば、内蔵寮が製作した御靴を蔵人所に収納する際、まずは内侍を通じてその旨を奏聞し、それから収納された。注目すべきは、ここで蔵人は、みずから保管する物品の出納であっても奏聞を担っていないことである。その奏聞手続きからみて、これら条文群は、弘仁式・貞観式に遡る式文とみてほぼ大過ない。このように9世紀の蔵人所は、まずは天皇御用の物品や高級品を保管する内裏内の収納機関として存在していたのであった。

では、蔵人所にはどのような物品が収納されていたのだろうか。『延喜式』等から知られるものを列挙すると、i) 天皇御用の日常品、ii) 錦、iii) 名香、iv) 高級朱沙、v) 高級紙、vi) 鳥子炭、vii) 贄の一部、となる。いずれも他官司に対して出給が行われる際には、「蔵人所ヨリ受ク（請ク）」と表記され、他の保管官司から出給が行われる際と同一の表記法となっている。「蔵人所承和例」によれば、このほかにも、必要に応じて諸司より物品を「召仰」せ、御用・殿上用に備えていたことが知られる。

ところで蔵人所は、こうした物品をどこから入手していたのか。注目したいのは、令制官司たる内蔵寮の収蔵品である。内蔵寮に収蔵されていた物品の種類は、養老職員令7内蔵寮条や『延喜式』等から知られるが、実は蔵人所収納品の多くは、この内蔵寮収蔵品の種類と重なっている。この点からみて、蔵人所はその収納品の多くを、本来的には内蔵寮から分受していた可能性が高い。もともと内蔵寮は、その時々々の勅に応じて物品を準備するものとされていたが、平安時代、その機能を天皇のより近くで果たしたのが蔵人所という「所」であったといえよう（なお内蔵寮収蔵品以外は、「蔵人所承和例」などからみて、諸司から蔵人所に分受されていたとみられる）。

なお、諸先学が指摘されるように、内蔵寮の財源自体は、1年ごとに大蔵省から分受される物資にあった。またそれを補うものとして、諸国から内蔵寮に直接納入が行われる「勅旨交易」も8世紀半ばまでには成立していた。いずれにせよ物品の流れは〈大蔵省→内蔵寮→蔵人所〉が原則であり、蔵人所とは、令制財源にもとづく内裏内の保管機関であったということができる。

2 蔵人の帯官とその意味

以上に見てきた9世紀の蔵人所の姿は、従来の理解とだいぶ異なっている。これをどう理解したらよいだろうか。ここで、蔵人所の成立に関する通説的理解を確認しておこう。

従来、いわゆる「薬子の変」に帰結する嵯峨天皇と平城上皇の対立こそが、蔵人所成立の要因とされてきた。その主な論拠は、i) 当時の政治情勢、ii)

伝『類聚国史』逸文の内容、iii) 蔵人の帯びる官職の傾向、であった。以下、これらの一つずつ検討していくことにしよう。

まずはiii) から。これについて精緻な調査を行ったのは玉井力である（「成立期蔵人所の性格について」）。玉井は、蔵人に補任されている者が帯びる官職には一定の傾向があり、a 武官、b 式部省官人、c 弁官、d 中務省官人、等々が多いことを指摘され、次のような解釈を示された。a 武官が多いのは、嵯峨天皇が衛府官人を蔵人に起用するかたちで軍事的勢力基盤を形成したことを示し、b 式部省官人が多いのは、急を要する人事がスムーズに行われうるよう配慮した結果である。c 弁官が多いのは、反乱密告を受領し、さらには太政官と天皇の橋渡しや、非常時における弁官の職掌吸収を意図したものであり、さらにd 中務省官人が多いのは、緊急時、内侍に代わって勅旨をうけるためであった、と。

玉井の研究は、蔵人所の成立に関する古くからの政治史的理解を、さらに詳細なデータから裏づけようとされたものであった。そこで前提とされていたのは、蔵人は本司から蔵人所に「散直」（本司の職務を帯びて出向）した存在である、とする今江広道の理解（仮説）であった。だが以下述べるように、玉井のこうした解釈は、前提とされた今江の仮説とともに、現段階では成り立ち難いようである。

まずa 武官であるが、この時期の近衛府上級官人の任官には、武才に秀でた者を任じる実質を備えた場合と、内廷の要職として天皇の近臣があてられる場合とがあった（笹山晴生「左右近衛府上級官人の構成とその推移」）。検討してみると、これは他の衛府にもある程度通じる。そして9世紀前半に蔵人頭・蔵人に任じられた者を調査し直してみると、武才による実質を備えた任官は2名のみであり、それ以外はほぼすべて近臣ゆえの任官となっている。

次にb 式部省官人とc 弁官について。当時、上級官人の人事は除目で決定され、式部省は除目のためにその判断材料を注申する事務部局にすぎなかった（坂上康俊「日・唐律令官制の特質」）。すなわち非常時の人事に際しては、単に除目を行うだけで済むのであり、式部省官人の関与は必ずしも必要ではなかったのである。むしろ注目すべきは、当時、式部

省官人と弁官には、有能な人材が多く投じられるのが通例であったという指摘である（虎尾達哉「律令官人制研究の一視点」）。蔵人補任者と式部省官人・弁官補任者とが重なる傾向をもつのは自然なことであり、特に蔵人には文章生出身者が多かったから、結果的に式部省の判官が多くなるのであった。

最後に中務省官人について。現在、勅の伝達はさまざまなルートで行われていたことが明らかにされており（吉川真司「律令官司制論」ほか）、蔵人が中務省官人であることに大きな意味を認めにくい。

このように、蔵人の帯官に着目して成立期蔵人の機能を推定する方法は、今日では成り立ち難いといわざるをえない。

では、あらためて、蔵人に補任されたのはどのような人々だったのか。9世紀前半の蔵人頭・蔵人を一覧表にし、検討してみると次のことが判明する。すなわち蔵人頭は、i) 天皇の在藩時に側近にあった者、ii) 嵯峨皇后橘嘉智子の親族、iii) そのほか天皇と人格的に親しく結びついた者、で大半を占めている。一方、蔵人は、i) 文芸に秀でた者（特に文章生出身者）、ii) 橘嘉智子の親族等血縁者、iii) そのほか何らかの才能をもつ者、で大半を占めている。帯官にみえた傾向は、あくまでこうした人々を蔵人頭・蔵人に補任した結果にすぎなかったのである。

3 初期蔵人所の性格

ところで、上にみた9世紀前半の蔵人頭・蔵人の属性は、のちの「殿上人」の属性そのものである。すなわち9世紀前半においては、蔵人頭・蔵人こそが、まずは恒常的に天皇に近侍し、「顧問」と「要籍駈使」（『寛平御遺誡』）に応えるべき第一の存在であったと理解される。9世紀前半の蔵人頭・蔵人は、のちの「殿上人」に相当する立場にあったとみられるのである。

もっとも9世紀前半の弘仁年間に、蔵人頭・蔵人以外にも御在所への昇殿が許された人々が、少なくとも4人いたことが『公卿補任』尻付より判明する。ただし、彼らは全員のちに六位蔵人となっており、蔵人の予備軍であった。「依不仕、止昇殿」という

記述から、殿上で何らかの奉仕を行っていたことも知られる。いずれも文芸に秀でた者ないし血縁者であり、蔵人頭・蔵人と共通する。いわば彼らは蔵人頭・蔵人に次ぐ人々であったといえよう。おそらく蔵人所に伺候したとみられる。もっとも上述のごとく、のちの「殿上人」のような働きは、まずは蔵人頭・蔵人が果たしたと考えられるから、こうした昇殿者は当初は少数であった可能性が高い。ここではのちの「殿上人」と区別して、彼らのような存在を「昇殿人」と呼んでおこう。

さて、嵯峨天皇はどのような意図のもとで、蔵人頭・蔵人・昇殿人からなる蔵人所を創設したのだろうか。ここで注目されるのが、嵯峨天皇が在位中より設定・経営していた冷然院と嵯峨院である。両院の院司・近習者は、「旧坊官・蔵人・昇殿者および傍親」を中心に構成されており、特に「文人・儒者や糸竹に堪能な近侍者」の多いことが特色であった（渡辺直彦「嵯峨院司の研究」）。こうした性格は、内裏に設けられた蔵人所の構成員と見事に一致する。すなわち嵯峨天皇は、内裏・院を通じ、共通する性格の近侍伺候者集団を形成したのであり、蔵人所はその一環であったと理解されよう。

なお、当時、同じく天皇近侍を職掌とした職に「次侍従」があった。次侍従とは、端的に言えば、選抜された五位以上官人のことであり（8世紀後半成立、訓はオモトマフチキミ）、特に四位以上になると、儀式時に紫宸殿に昇殿することが認められる人々であった（永田和也「次侍従」について；吉川真司『天皇の歴史』02）。もっとも彼らは、天皇の御在所に昇殿したわけではない。これに対し、9世紀前半の蔵人所構成員は、天皇と個别人格的関係によって選定され、五位以上官人（マヘツキミ）という枠組みから自由な存在であった。彼らは原則として紫宸殿に昇殿することがなく、あくまで御在所に昇殿して奉仕した。こうした点に着目するならば、9世紀の蔵人所構成員とは、伝統的な「マヘツキミ」集団とは別の基準によって選ばれた、天皇個人に密着する「家産制」的な従臣、いわば天皇の「家人」であったと評価することができるだろう（「家産制」の概念は、マックス・ウェーバーによる）。

4 六国史のなかの蔵人所

次に六国史のなかの蔵人所をみてみよう。蔵人所は、まずは謀反が発覚した際、これに対応する機関として現れる。承和9年(842)、いわゆる承和の変に際し、廢皇太子が自身の剣を勅使に付して蔵人所に進上している。皇太子の剣ゆえ、没官のうえ、蔵人所に納められたと理解される。また承和10年、謀反準備の嫌疑により、散位従五位上文室宮田麻呂を内裏に召し、蔵人所に参上させている。その後、左衛門府に禁じ、勅使を遣わして家宅搜索を実施し、そのまま左衛門府で推問している。最初に内裏に召し、蔵人頭・蔵人という近侍伺候者をつかって簡単な事情聴取を行ったと解される。

また蔵人所は、御在所の脇にある伺候空間としても現れる。斉衡元年(854)、天皇は文人を蔵人所に召して詩を評させている。また貞観17年(875)から翌年にかけての9ヵ月間、学者を蔵人所に召して御書を校定させ、さらに典籍を天皇近侍者に教授させている。このように蔵人所は、御在所内に設けられる、のちの「殿上間」とは異なった、御在所の脇の校書殿内に設けられた伺候空間として機能した。9世紀末の『寛平御遺誠』でも、天皇が臨時に引見した者の控える場として言及されている。このように蔵人所は、御在所への窓口となる空間でもあった。

六国史の記述ではないものの、蔵人所が天皇への内々の窓口として機能していたことを示す事例を二つあげておく。一つは補任帳の提出先としてである。仁寿元年(851)以降、式部省などの各種補任帳簿が太政官だけでなく、蔵人所にも提出されるようになった。これは別勅による任官の増加に対応してのものである(玉井力「平安時代の除目について」、同『紀家集』紙背文書について)。また『内裏式』(天長10年[833]以前成立)によると、御在所で文書が奏上された際、その筥は、後日、蔵人所より返給された。いずれも蔵人所が天皇への内々の窓口として機能していたことを示している。

9世紀における蔵人の日常的な職務については、後に再びとりあげる。

5 9世紀における蔵人所の成立

蔵人所の成立に関する通説が論拠の一つとした伝

『類聚国史』逸文とは、次のようなものであった(近藤芳樹『標注職原抄校本』別記所引)。

類聚国史に、弘仁元年三月十日、始置蔵人所、令侍殿上、掌機密文書及諸訴、と見ゆ。

この文については早くから偽文説が呈されてきた。たとえば和田英松は、当初『官職要解』で真文としていたが、修訂版で「疑はしい」とされている。真文説は、同文が複数の文献に引用されていることを論拠とする。これに対し、偽文説の論者は以下の問題点を指摘する。i) 文章が不自然、ii) 体裁が不自然(a日付が干支でない、b「大同五年」とすべきを「弘仁元年」とする)、iii) 問題点がすべての引用文献で共通、iv) 鴨祐之『日本逸史』(1692年成立)に採られず、18世紀後半以降の書物ではじめて引用される、など。19世紀前半頃、京都で『類聚国史』の偽書が出回っており、『国書総目録』が少なくとも4冊の偽書をあげている事実(吉岡眞之「類聚国史」)も参考になる。これらを考え併せると、やはり蔵人所創設にかかわる伝『類聚国史』逸文は、偽文(ないし近世の書き入れ)と判断すべきであろう(近年、吉江崇「成立期の蔵人所と殿上侍臣」が、「逸文と認めたと議論を進める方が生産的」として、同文にもとづいて初期蔵人所について独自の議論を展開されているが、従いにくい)。

そうだとすると、蔵人・蔵人所の初見資史料は、文献史料では『公卿補任』尻付、出土資料では墨書土器となる。

『公卿補任』尻付には、弘仁年間に巨勢野足・藤原冬嗣が蔵人頭に、清原夏野・朝野鹿取が蔵人に補任された旨が記載されている。いずれも弘仁元年(810)3月10日の補任とされている。その際、蔵人頭にのみ「頭始也」「是頭始也」と注記があることより、蔵人頭はこのとき成立したとみてよい。一方、そうした注記のない蔵人は、これ以前に成立していた可能性が高い(岩橋小彌太「職官新志」、亀田隆之「成立期の蔵人」、今江広道「令外官」の一考察)。

この点に関し、平城宮東院地区SK9608Aより、「蔵人所」「蔵人」の文字を記した750年前後の墨書土器が3点出土していることが注目される。この時期の東院地区は、i) 阿倍内親王(749年に即位して

孝謙天皇)の居所(東宮)、ii)即位後の孝謙天皇の利用地、のいずれかであったとされる。750年前後に、天皇ないし皇太子に深く関わる機関として「蔵人所」が置かれていたことはほぼ確実である。8世紀、内蔵寮・大蔵省・蔵司などのなかには、すでに蔵人が置かれたところがあったのではないかとする推定(直木孝次郎「奈良時代の蔵人」)とあわせ、重要な知見といえよう。ただ、なお資史的に不分明な点が多く、弘仁元年以前の蔵人については、さらに今後の出土状況をまって検討すべきと思う。そこで、弘仁元年3月10日の補任の意味について考えることに、ここでは限定したい。

亀田隆之は、弘仁年間以前から、保管機関の職員としての蔵人は存在しており、弘仁元年にいたってこれに頭が追置され、全体として従来とは異なる職掌が与えられるようになった、とする認識を早くに示されていた(亀田前掲論文)。細部に異論を残すものの、大枠としては従うべき見解と考えられる。その理由は以下の通り。

i)弘仁元年以前、天皇の周囲に「蔵人所」が存在していたことが確実である(前述)、ii)亀田のように考えることによって、近侍伺候者集団を内裏内に構成する際、わざわざ彼らに蔵の管理業務を担わせた理由も理解しやすくなる。内裏の蔵を管理する既存の「蔵人(クラヒト)」の制を利用し、これに彼らを充てていったと解すればよい。当時、内裏内で恒常的に天皇に奉仕する男性は、基本的にクラヒトだけだったのである(8世紀の内裏における男性官僚のあり方一般については、吉川真司「律令国家の女官」)。iii)通常、蔵人の補任は正月に、蔵人頭は任意の月に行われる。ところが初例の弘仁元年のみ、①蔵人補任が正月にあらず、②蔵人・蔵人頭を同時に補任、③昇殿人の初例も同日、という特殊な状況となっており、このときの補任に特別な事情のあったことをうかがわせている、iv)この弘仁元年3月より蔵人の補任記事が残り始める。以上の事柄からみて、「近侍伺候者集団としての蔵人所」の成立は、弘仁元年3月10日に求めるのが穏当と思われる。

最後にその背景について考えてみよう。蔵人所成立に関する通説的理解の論拠の一つは、この当時の

政治情勢にあった。ただ、そうした理解には従来から疑問も寄せられていた。薬子の変の後、なぜ蔵人所は廃止されなかったのか、そもそも一般的な政治情勢からの憶測にすぎない、等々。これに対し、この時期、嵯峨天皇が政務に支障をきたすほどに不遇であったこと、公卿・弁官・外記等が嵯峨・平城に分直して政務混雑が生じていたとみられること、などを蔵人所「創設」の理由とする見解も提出されている。ただ、嵯峨・平城の対立を含め、これらは直接的な契機にはなりえても、新しい蔵人所が成立し、その後も長く存続していくこととなる根底的な要因であったとは少しく考えにくい。

留意したいのは、当時、嵯峨天皇が家産制的要素をその周囲に導入し、これを拡大する動きをみせていたことである。第一に、嵯峨は、天皇を最上とする従来の観念に対して、天皇が父母・兄に拝観する朝覲行幸を開始するなど、父子・兄弟という「家族的秩序」を優越させる姿勢を示した。彼が平城上皇に対して「臣」と自称したことなどもこれに関連しよう(目崎徳衛「政治史上の嵯峨上皇」)。「私」をもたないはずの天皇に、中国の私礼を導入することによって、天皇にも、天皇位から相対的に独立した個人の領域が存在することを打ち出したと理解される。第二に、既述のごとく、嵯峨は冷然院・嵯峨院を設け、院司・近習者を置いた。さらに広大な空閑荒廢地を集積し、各院に管理させている。この後、子の仁明天皇や太皇太后橘嘉智子も「後院」を設定・経営し、淳和天皇も「淳和院」を設定・経営するようになる(目崎前掲論文)。

これらの事象は、伝統的な氏族制が衰退・変容し(長山泰孝「古代貴族の終焉」、義江明子『日本古代の氏の構造』)、天皇位から相対的に独立した「天皇の「家」」が成立していく過程にあって(服藤早苗「平安時代の氏」)、嵯峨天皇が家産制的原理にもとづく観念や経営形態を周囲に導入・拡大していったものと理解することができるのではないだろうか。本稿でとりあげている蔵人所も、こうした嵯峨による家産制的要素の導入・拡大の一環、いわばその最たるものとして評価できるように思われる。

II 9世紀における殿上儀式行事

1 出居次将と殿上儀式行事

蔵人所が再編され、天皇に近侍する集団が内裏内に生まれた9世紀において、紫宸殿や御在所の「殿上」に大臣以下を招いて行う儀式行事には、どのようなものがあり、どのように行われていたのだろうか。

9世紀に天皇が直接関わっていた儀式行事を検討すると、以下のグループに整理できる。A 上卿が差配する行事(A 出居次将なし, A' 出居次将有り), B 出居次将が差配する行事, C 諸司・女官によって行われる行事, D 女官だけで行われる行事, E 神祇官等が差配・関与する行事, F その他。

土田直鎮が明らかにされたように、平安時代の儀式行事は、節会をはじめとして、多く上卿によって差配されていた。だが天皇が出御する殿上行事のなかには、実は上卿の差配がないものも少なくない。その場合、上卿に代わって「出居次将」が差配し、王卿以下に指示を下している場合がある(=B)。また上卿が差配する行事にも、「出居次将」が姿を

みせることがある(=A')。従来ほとんど注目されてこなかったが、この出居次将は、9世紀の殿上行事を考えるうえできわめて重要な存在となる(表1)。

『西宮記』の諸記事を総合すると、上卿が儀式を差配するか否かを問わず、A'・B・Fの行事を通じて、出居次将は基本的に次のような職務を果たしていた。①内侍の召しにより最初に昇殿し、最後に降殿する、②勅をうけて、陣に控える王卿を殿上に召す、③その他の参加者(僧・儒者など)を殿上に召す、④儀式行事開始直前、最終的な殿舎の装束を指示する、⑤儀式行事中、諸官人の懈怠を催す、⑥夜間行事の際、王卿以下の名謁を行う、等々。出居次将の座は儀場となる殿舎ごとに定まっていた、基本的には臣下の出入り口にあたる場に設営された(なお「出居」の語は、しばしば母屋から外に面した場に向かって出で居るの意と理解されてきたが、古代の史料に徴するかぎり、階下の本座から殿上の座に「出デ居ル」の意と解される)。

出居次将は、上卿の差配する行事でも以上のような職務を果たしたが、その場合の上卿の職掌は次のようなものであった。①出居次将の召しにより昇殿する、②儀式行事の最中、勅を奉じ、王卿・諸司からの種々の奏を天皇にとりつぐ、③儀式行事の最中、勅を奉じ、王卿・諸司に種々の指示を下す、④儀式行事の最中、特に奉勅しないまま、天皇の意を体して王卿・諸司に種々の指示を下す。

要するに、出居次将とは、内侍の指示のもと、大臣をはじめとする王卿よりも先に昇殿・着座し、殿上等の儀式行事が滞りなく遂行されるように諸事を準備する存在であったといえる。そしてその後、大臣以下が昇殿・着座し、上卿が行事を差配した。

こうした出居次将がおかれた行事は、いかなる性格のものだったのか。早く天長年間以前に初見する行事群からみていこう(表1の1~4)。

1は、前日の節会で催された射弓・走馬・相撲を、さらに遊興性を高めて御覧するもの。参加者は王卿・出居次将・出居侍従を中心とし、儀式によっては衛府官人・上官・殿上人・次侍従以上ないし五位以上官人が加えられた。前日の各節会には、広く六位以下まで参列したから、これにくらべて参加者は限定的である。そもそも節会は、古くより節日に行われ

表1 出居次将のみえる行事

1	A'	節会翌日の遊興行事	a b c d	正月十八日 五月六日 七月 七月	賭弓 走馬・騎射御覧 相撲御覧 相撲節代
2	A'	御馬御覧	e f g h	四月二十八日 八月十五日 四月中酉日 随時	駒牽御覧 信濃国駒牽御覧 賀茂祭飾馬御覧 臨時御馬御覧
3	A'	内宴	i	正月	内宴
4	A'	内論義	j k	正月十四日 八月釈奠翌日	御齋会内論義 釈奠内論義
5	B	准節会行事	l m	任意の旬日 十一月朔日	旬儀 朔旦冬至
6	A'	9世紀に成立した法会(1)	n o p q r s	即位時 二月・七月 随時 二月・八月 随時 五月	一代一度仁王会 仁王会 臨時仁王会 季御読経 臨時御読経 (最勝講)
7	F	9世紀に成立した法会(2)	t u	四月八日 十二月	御灌仏 御仏名
8	A'	弓場始・賭弓	v w x	十月五日 三月ほか 正月十四日	弓場始 殿上賭弓 男踏歌後宴
9	F	その他	y z	七月ほか 正月	童相撲 天皇御書始

れておらず、残存していても、蔵人・殿上人が直接関わる部分に関してのみの規定文であり、上述したAと同じ状況となっている。これに対し、御在所と弓場を場とする行事については、たとえ蔵人が式次第そのものには関わってなくても、行事を準備・執行する関係諸司の具体的職務・殿舎装束・行事の式次第が詳細に規定されている。内容からみて、ほぼ9世紀まで遡るあり方を伝えているとみられる。蔵人・殿上人の職務が規定されることもあるが、いずれも物品の準備（蔵人）、ないし参加する王卿への奉仕（殿上人）であり、いわば御在所の物品保管人（クラヒト）、ないし「家人」という立場からの職務に留まっている。

以上のように、『天曆蔵人式』が編まれた10世紀中葉になっても、9世紀以前から行われていた儀式行事に関しては、たとえ御在所での殿上行事であろうと、蔵人は諸司の職務や式次第そのものには基本的に参与しないものとされていた。その職務内容の限定性からみて、おおむね9世紀に遡るあり方と理解してよいだろう。前章で得られた結論は、こうして別の角度からも確認される。

では、なぜ『天曆蔵人式』には、蔵人が直接関与しないはずの殿舎装束・式次第が詳密に規定されていたのだろうか。次にこの点を考えてみよう。

3 蔵人の「召催」し

『西宮記』には、蔵人による儀式行事ごとの業務メモとみられる記文がいくつか収録されている（『西宮記』巻二、内宴ほか）。そこには、蔵人が行事にさきだち、関係諸司に指示すべき事柄（殿舎を装束すべきこと、必要物品を準備すること、行事で職務を果たすべきこと等）が箇条書きで記されている（「～ノ事、〇〇〇ニ仰ス」「～ノ事、〇〇〇ニ催ス」「〇〇〇ヲ召シ催ス」）。『天曆蔵人式』の記述をみるかぎりには、行事の準備・実施は、あたかも諸司が自律的に行っていたようにみえたが、少なくとも『西宮記』が編まれた10世紀中葉には、実際にはこうした蔵人の「召催」しによって諸司は職務を遂行していたのであった。

蔵人が直接関与しないはずの殿舎装束や式次第が、『天曆蔵人式』に詳密な規定がなされていたのも、

このように蔵人が装束・物品・官人の「召催」しを行っていたためであったと解される。逆に、御在所以外で行われる行事について『天曆蔵人式』の記述が薄かったのは、蔵人が御在所内の行事にのみ責任を負う存在であったことを示している。蔵人が行う「召催」しとは、結局のところ、「御在所の執事」としての職務が発展したものと理解することができよう。

なお『天曆蔵人式』には、殿舎の装束だけでなく、蔵人が直接関与しないはずの式次第まで詳細に記載されていた。執事たる蔵人は、御在所内で行われる行事を知悉しておく必要があったのだろう。行事に際し、蔵人が天皇を補佐したことに鑑みれば、『蔵人式』は、『内裏式』がそうであったように、天皇のマニュアルという性格も有していた可能性が高い。

こうした蔵人の「召催」しは、内侍の「召催」しを引き継いだものであった。8・9世紀を通じ、内侍が太政官（大臣）に触れず、直接諸司を「召催」している事例はいくつも確認される。弘仁・天長・承和年間に御在所を場とする行事が成立し（第Ⅱ章）、さらにそうした行事は、9世紀末の宇多朝になってさらに増加する（後述）。時代が下るにつれ、内侍が諸司を「召催」す機会が増加していったのである。こうしたなか10世紀初頭頃にいたり、内侍の奏宣機能が蔵人に移る。すなわち律令階統制にしばられない、天皇の意を体した「召催」しが、御在所の「執事」たる蔵人によって頻繁に行われる時代となる。

留意すべきは、蔵人による「召催」しは、行事の準備・執行にあたる諸司の職務内容・式次第そのものに介入するものではなく、むしろ9世紀来のあり方を温存し、臨監して励行する、という性格のものであったことである。そもそも蔵人はまた、御在所の外で行われる儀式行事には原則として介入しなかった。このように蔵人は、9世紀以前からの行事に対しては、行事のあり方そのものに直接介入することなく、むしろその維持・温存を図るようなはたらきをしていたのであった。

4 天皇の「家」の行事とその変容

これに対し、9世紀末以降、新しい儀式行事が

生まれる。そのほとんどは、G 蔵人・殿上人が奉仕する行事、H 殿上王卿・殿上人の参加する行事、のどちらかに分類できる（表2・3）。

まずGについて。天皇が、自分の父母ゆかりの寺院に個人的に盆供を送るbや、殿上人らに御在所等の追難を行わせるeなどがこれにあたる。これらは、開催される場や、なにより行事内容とその限られた奉仕者からみて、御在所の執事と「家人」とが「天皇の個人的行事」に奉仕するもの、と理解される。律令国家がめざした普遍的な全国統治を標榜した行事ではなく、あくまで天皇個人の「家」で行う行事と位置づけることができよう（ここでいう「家」とは、血縁的紐帯と同居生活とを基礎とし、動産・不動産が父から子へと継承される親族組織・家業経営体〔いわゆる中世の「家」〕ではなく、7世紀のミヤヤ、令に規定された「家」〔いわゆる「公的家」〕に端を発し、天皇以下五位以上官人の一人一人に付随していた家政機関・家主生活経営体を指す）。

次にHについて。朝賀と入れ替わるように成立したa小朝拝がその代表例である。小朝拝は、昇殿を許された王卿（=殿上王卿）と殿上人とが、正月元日に天皇に拝礼する行事である（古瀬奈津子「平安時代の「儀式」と天皇」）。早く8世紀には、氏の上

位者に対して「親戚」が、家政機関の家主に対してその職員が、それぞれ拝礼することが許されていた（大隅清陽「儀制令と律令国家」、服藤早苗「王権の父母子秩序の成立」）。小朝拝はそうした社会慣行が内裏にも及んだものとみられている。注意されるのは、小朝拝では、天皇の本来の「家人」である殿上人だけでなく、殿上王卿も拝礼していることである。王卿であっても、昇殿が許されている者はみな天皇の「家人」であるという論理がそこにみてとれる（醍醐天皇が「私礼」としていったん小朝拝を退けたことも想起されたい）。

これに対し、従来行われていた朝賀は、律令国家の君主である天皇を、五位以上官人（マヘツキミ）・六位以下官人・天下百姓のそれぞれが一斉に拝礼する儀礼であり、律令国家が意図する支配構造（支配理念）を表現するものであった（藤森健太郎「日本古代元日朝賀儀礼の特質」、大隅前掲論文、同「律令官人制と君臣関係」）。それがすたれ、小朝拝と入れ替わっていくということは、天皇の依拠する直接的な社会的基盤が、マヘツキミ層から家人（殿上王卿・殿上人）へと変化したことを示している。Hの行事群は、すべて殿上王卿と殿上人が参加して行われており、こうした権力基盤の変化を前提として成立したものであった。式次第を検討してみても、これらは天皇個人が殿上王卿・殿上人を招いて行う「家」の行事であったと判断される。

ここで殿上人の性格について一言する。昇殿制について最初の専論を発表された古瀬奈津子は、殿上王卿・殿上人の参列する小朝拝を「公的儀礼」とみなされ、その前提として、宇多朝より以降、殿上人は「公的な性格の存在」に転換する、との理解を示された。その論拠として、宇多朝以降、殿上人は「天皇の日常政務の場でもある清涼殿」に侍することとなり、それは、殿上人が「私的側近」であるとともに「公的に意味」をもつようになったことを意味する、という認識が示される（古瀬前掲論文、同「昇殿制の成立」）。

殿上人は、その後に公卿に昇る者が多く、その意味で政治的に意味をもったことは確かである。ただ、早い段階から疑問が呈されてきたように、殿上人は、清涼殿に伺候しても政務に関わったわけではなく、

表2 蔵人・殿上人が奉仕する行事
—9世紀末以降に初見する行事(1)

1	G	9世紀末にとりこまれた中国行事	a	七月七日	乞巧奠
2	G	9世紀末初見の仏事(1)	b	七月十四日	盆供
3	G	五節舞姫の試	c	十一月中丑日	五節舞姫帳台試
			d	十一月中寅日	五節舞姫御前試
4	G	御在所の追難	e	十二月晦日	清涼殿・仁寿殿追難
5	G	その他	f	随時	御修法

表3 殿上王卿・殿上人のみが参加する行事
—9世紀末以降に初見する行事(2)

1	H	天皇への拝礼	a	正月元日	小朝拝
2	H	再興された節会	b	正月十四日	男踏歌
3	H	新型の内論義	c	二月・八月	季御読経内論義
4	H	9世紀末以降に成立した祭祀	d	十一月下酉日	賀茂臨時祭
			e	三月中午日	石清水臨時祭
			f	四月・十一月上申日	平野臨時祭
5	H	9世紀末初見の仏事(2)	g	国忌各日	国忌齋食
6	H	その他	h	庚申日	御庚申

8・9世紀来の「官職」を得てはじめて国政に関与できたのであった(坂上康俊「書評 青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と社会』」,今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理」)。この事実はやはり看過できないと思う。殿上人は御在所に伺候するだけで「公的」な存在になったりするわけではない。殿上人は、単に殿上人であるかぎり、[「政務も行われる御在所」]の家人にすぎない。天皇の御在所で行われた行事や昇殿制は、原則として、「公的」という性格とはほとんど無関係なまま展開・拡張していったと捉えるのが、おそらく正鵠を射ているであろう(これまでの理解は、「社会で一般化した制度は、その性格の如何を問わず、すべて「公的」と認定する」という論法におちいってまいりか。後述するように、これでは性格の異なる制度が積み重なっていく国制の変化を捉えきれなくなってしまう。なお、殿上の上日は本司の上日に通計されえたが、これは、上日の本質が天皇への仕奉を量るものであった〔大隅前掲論文〕からと考えられる)。

9世紀を通じ、天皇の社会的基盤が、マヘツキミ層から、公卿・外戚・藩邸の旧臣等々へと変化したことについては、つとに指摘されている。そうした状況のなか、9世紀末にいたり、唐を絶対的な規範とした律令体制への志向性が朝廷のなかで衰滅し、それとは異なる政治体制へと移行しはじめる(拙稿「古代日本における「権力」の変容」)。この9世紀末以降、家人(殿上王卿や殿上人)であることが朝廷社会のなかで急速に重要性をもちはじめる背景には、こうした国際認識をふくめた政治体制の変化があるものとみられる。

ここで10世紀以降の蔵人所の経済的基盤をみてみよう。旧来より蔵人所の主要財源とされていた内蔵寮の財源は、この時期までに変化しており、i)大蔵省より毎季分受されるもの、ii)織部司をはじめとする現業諸司より毎年分受されるもの、iii)諸国から内蔵寮に毎年直接納入されるもの、の3種となっていた(森田悌「平安中期の内蔵寮」,古尾谷知浩「内蔵寮の収納機能」)。iii)の多くは交易制によっていた。

これをうけて10世紀の蔵人所の財源は以下のよう

に变化した。A 内蔵寮より定期的ないし必要に応じて分受されるもの(内蔵寮に物実がないときは「請奏」を行わせる)、B 臨時交易(必要に応じ、太政官符により全国から臨時に交易進上させる。その一部が蔵人所にも納められる)、C 蔵人所召物(これには2種類あり。a 交易制により毎年定額進上されるもの〔内蔵寮のiii)の一部が割り充てられたものとみられる。成立年未詳〕、b 蔵人所牒により全国より臨時に召されるもの〔非交易制。Bと入れ替わるように970年代頃成立〕(以上、B・Cは大津透「平安時代収取制度の研究」,渡辺直彦「蔵人所牒の研究」)。

これらA~Cの意味をいま少し考えてみよう。Aのうち、蔵人が奏下を担う「内蔵寮請奏」については、その成立をもって、蔵人所が内蔵寮を直接把握するようになったとみなし、これによって、「内蔵寮が大蔵省などの官物を臨時に分受する方式」を「(蔵人の)管轄範囲に取り込んだ」と評価する理解もある(古瀬奈津子「行事蔵人について」)。だがこうした理解は、もともと蔵人所の主要財源が内蔵寮にあり、律令財政から独立したものではなかったことを見落とされた議論であろう。蔵人所は、あくまで10世紀以降になっても内蔵寮に依存しようとしていたのであった。そうしたなかであって、C-aは蔵人所の財源の一部独立化を意味し、注目される。ただその制度的系譜は、あくまで内蔵寮のiii)にあった。これに対しC-bには制度的系譜がなく、蔵人所独自のまったく新しい財源として成立する。その意味はさらに後ほど考えることにしよう。

さて、これら蔵人所の財源には、以下のような使い分けが認められる。すなわちAの内蔵寮請奏が行われる事案は、基本的に、i)伊勢幣帛料、ii)公的祭祀化した諸社祭の幣帛料、iii)荷前別貢幣帛料、iv)御修法料、v)天皇の家の仏事(盆供・御八講・御諷誦・御誦経)、に限られる。逆にCの蔵人所召物は、内蔵寮に物実がなく、かつi)~v)の事案ではない場合に採用された方法であったということになる(おそらくBも同様)。すなわち同じ蔵人所からの財政支出であっても、神事・仏事は必ず内蔵寮出給という旧来の形式を守り、それ以外の場合には、必要に応じて蔵人所召物を行って確保する体制であったといえよう(これは太政官管下の財政のあ

り方に通じている。太政官管下の財政については大津前掲論文)。

さて、ここでC-bに立ちもどろう。繰り返せば、これはC-aのような制度的系譜をもたない召物であり、むしろaを前提として、天皇が随時受領に賦課するようになって成立したものと考えられる。天皇の「家」の枠を超えた賦課行為であり、9世紀以前のあり方を維持・温存するという原則からも飛び出している。時代がくだった院政期になると、院・摂関・公卿による「諸国所課」がみられるようになり、これが国家権力にもとづく賦課なのか権門としての賦課なのか、現在活発な議論が行われている(研究史整理は、遠藤基郎『中世王権と王朝儀礼』、中込律子『平安時代の税財政構造と受領』)。天皇の「家」で行われたC-bは、そうした諸権門による諸国所課の出発点であるように思われる。

「家」の枠を超える動きは、財源だけでなく、新しい行事そのもののなかにも見いだせる。一つは御修法である(表2-f)。『侍中群要』などによれば、御修法は、天皇・蔵人・阿闍梨・番僧だけで行われる仏事であった。ところがその目的は、実例から明らかかなように、天皇の「家」に関わる事柄を大きく超えて、国家・社会全体の安寧を祈念するものとなっていた。

同様のことは、神事の臨時祭にもいえる(表3-d・e・f)。臨時祭は、その次第や成立過程からみて、天皇個人の信仰心にもとづく「私的な祭」であったとされる。そこでの祈願の中心は、天皇みずからの皇位長久とみずからの血統による皇位継承にあったことも明らかにされている(三橋正「天皇の神祇信仰と「臨時祭」」、同「「臨時祭」の特徴と意味」)。ただそれらの宣命によれば、その祈願内容は国家・社会全体の安寧まで及んでいることが確かめられる。ここでも、天皇の「家」に関わる範囲を超えた祈願がなされているといえよう(類例として、大神宝使・宇佐使)。

このように天皇は、10世紀以降になっても、全国を統治する者として、日本列島全体の安寧を祈っていた。いわば、天皇の「家」を中心とした諸関係や仕組みが展開・拡張していくなかであって、なおも全国を一律に統治するという、律令国家が標榜し

た統治理念を天皇は放棄しなかったのである。9世紀以前からの行事が維持・温存されたのも、これと深く関係していよう。

おわりに

1980年代以降、平安時代の朝廷社会について、次のような像が描かれてきた。すなわち9世紀末以降、蔵人や殿上人など、天皇と「私的」な関係にある諸制度が発展し、「公的」な律令制的官僚機構を「凌駕」する。その結果、蔵人や殿上人があらたに「公的」な存在となり、立場を「逆転」された律令制的なものは「形骸化」していく(古瀬前掲論文)。こうした明快な枠組みは、いまでも平安時代史を見通すうえで、私たちの重要な視座となっている。

ただ、現在の地点に立ってみると、以上の枠組みに留まっているだけでは、すなわち「私的」なものが「公的」となり、古い体制は「凌駕」され「形骸化」という枠組みに留まっているだけでは、洩れ落ちてしまう大きな問題があることにも気づく。その最たるものの一つが「天皇」であろう。

たとえば9世紀末以降、天皇が諸家と並ぶ、単なる一権門としての性格を濃厚に帯びていく事実、またそれにもかかわらず、中世にいたるまで、否、中世以降になっても、天皇が諸権門のなかの一つに埋没してしまわず、なおも全国を統治する唯一の正統的な存在として存在し続けていく事実が、これまでの枠組みのままでは十分に捉えきれないのである。

新しい要素が「凌駕」し、古い要素は「形骸化」する、と言い切ってしまうのではなく、むしろ10世紀以降、質の異なる二つの要素が複合していくと捉え、その組合わせのあり方をこそ注視すべきではないだろうか。誤解をおそれずに言えば、全国一律支配を理念とする古代律令制国家が存在した同じ場所で、家産制的な権力や諸関係が拡張していき、それらが律令体制のさまざまな遺産を維持・保護していくことによって、独特の体系をもった固有の国家・社会像が形づくられていく。平安時代における国家体制の変容を、以上のようなものとして捉え返すべき段階ではないだろうか。非力をかえりみず提言する次第である。